

鳥取縣公報

昭和十九年六月三十日

第千五百四十號 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

縣令

- 縣恩給給與細則中改正 一頁
- 殘材配給統制規則制定 二頁
- 自作農創設促進報獎規程制定 三頁
- 條例 一頁
- 縣有給吏員恩給條例施行細則中改正 六頁

告示

縣令

大正十二年十二月鳥取縣令第五十六號恩給給與細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武島一義

第二條ヲ左ノ如ク改ム

年金タル恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ノ手續ヲ爲ス

ヘシ

一 縣内ニ居住スル者（鳥取市及米子市ニ居住スル者

ハ之ヲ除ク）ハ第十五號書式ノ仕譯書ヲ作製シ恩給

證書ト共ニ居住地町村長ニ呈示シテ受給權アルコト

ノ證明ヲ受ケ其ノ仕譯書ハ之ヲ支給期月ノ十日迄

居住地管轄ノ地方事務所ニ提出スヘシ

二、鳥取市ニ居住スル者ハ毎支給期月ノ十五日（休日ニ當ルトキハ順延トス）ニ直接岩美地方事務所ニ出頭シ恩給證書ヲ岩美地方事務所長タル地方事務官ニ呈示スヘシ

三、米子市ニ居住スル者ハ毎支給期月ノ十五日（休日ニ當ルトキハ順延トス）ニ直接西伯地方事務所ニ出頭シ恩給證書ヲ西伯地方事務所長タル地方事務官ニ呈示スヘシ

四、縣外ニ居住スル者ハ第十五號書式ノ仕譯書ヲ作製シ恩給證書ト共ニ居住地ノ市町村又ハ之ニ準スヘキモノニ呈示シテ受給權アルコトノ證明ヲ受ケ其ノ仕譯書ハ之ヲ支給期月ノ十日迄ニ當廳ニ提出スヘシ

前項各號ノ期限ヲ經過シタルトキハ其ノ支給期月ニ支給セサルコトアルヘシ

◇鳥取縣令第四十九號

用材配給統制規則第二條ニ依リ残材配給統制規則左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義
殘材配給統制規則

第一條 本令ニ於テ殘材ト稱スルハ製材ノ生產過程ニ生ジタル育板端切板及其ノ他ノ殘材ニシテ薪炭ノ用ニ供セザルモノヲ謂フ

第二條 殘材ノ生產者ハ其ノ生產シタル殘材ヲ鳥取縣地方木材株式會社（以下地木社ト稱ス）以外ノモノニ讓渡スルコトヲ得ズ

但シ特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 地木社ハ知事ノ承認ヲ受ケントストキハ第一號樣式ニ依給ヲ爲スコトヲ得ズ

地木社前項ノ承認ヲ受ケントストキハ第一號樣式ニ依ル配給計畫ヲ前月ノ十日迄ニ知事ニ提出スベシ

第四條 残材ハ知事ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ縣外ニ移出スルコトヲ得ズ

第五條 知事殘材ノ需給調整ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ生産者ハ地木社ニ對シ賣渡、配給其ノ他ニ付必要キハ生産者ハ地木社ニ對シ賣渡、配給其ノ他ニ付必要

00117

六、命令ヲ爲スコトヲ得
第六條 地木社ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル殘材ノ配給實績ヲ第二號樣式ニ依リ知事ニ報告スベシ

第一號樣式

年 月 日 住所 氏 名

知 事 宛

月分殘材配給計畫書

自作農創設促進報獎規程左ノ通定ム
昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

自作農創設促進報獎規程

第一條 農地調整法（以上法ト稱ス）第四條ノ團體ハ同條ノ規定ニ依ル自作農創設維持ノ事業ヲ促進スル爲其ノ所

有スル農地ヲ讓渡シタル者ニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ自作農創設促進報獎金ヲ交付スルコトヲ得

第二條 法第四條ノ團體前條ノ報獎金ヲ交付セントスト

00118

キハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 報奨金ノ交付ヲ受クル者ハ昭和十九年四月一日以後

ニ於テ法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ノ爲又ハ農地

開發法第四十四條ノ農地開發事業ノ爲ニ其ノ所有スル

農地ヲ譲渡シタル者ニ限ルコト 但シ法第四條又ハ第

六條若ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設

又ハ維持セラレタル自作地ヲ譲渡シタル場合ヲ除ク

二 報奨金ノ額ハ地租法ニ依ル賃貸價格ノ等級ニ付別ニ

定ムル額ヲ超エザルモノナルコト

第三條 法第四條ノ團體第一條ノ報奨金ヲ交付セントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ承認ヲ受ケタル後重大ナル變更ヲ爲サンツルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスルトキハ様式第一號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ知事ノ承認ヲ受ケタルトキハ法第四條ノ團體ハ第二條第二號ノ規定ニ依ル報奨金ノ額ヲ變更シテ交付スルコトヲ得

一 報奨金ヲ減額シ又ハ交付セズシテ支障シト認メラ

二 地租法ニ依ル賃貸價格ノ等級ナキ農地ナルトキ

三 地租法又ハ耕地整理法ニ規定スル減租年期ヲ有スル農地若ハ地租法ニ依ル賃貸價格決定後當該農地ニ付改良ヲ爲シタル農地ニシテ其ノ現況ニ比シ地租法ニ依ル賃貸價格ノ等級ガ著シク低キモノナルトキ

四 其ノ他特別ノ事由ニ因リ變更ヲ必要ト認ムルトキ

第五條 第三條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル團休ハ翌年度六月三十日迄ニ様式第一號ニ依ル事業報告書ヲ知事ニ提出スベシ

第六條 報奨金ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付條件ニ違反シタルトキハ法第四條ノ團體ハ其ノ交付シタル報奨金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトヲ得

第七條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村長ヲ經由スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

由スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號
自作農創設促進報奨金交付承認申請書

一、申請金額

圓

一、所要時期

年 月 日

一、資金借入先

首標ノ件左記ニ依リ交付致度候條御承認相成度自作農創設促進報奨規程第三條ノ規定ニ依リ此段及申請候也

年 月 日

知事宛

記

同市農町業會長印

農事實行組合

積質貸土地

番帳現況(内外書共併記)

字大字

地目

現況(内外書共併記)

譲渡創設者

人名

計(人何)

計(人何)

(註)
一、公簿ニ基キ一筆毎ニ正確ニ記入ノコト
二、報奨金申請ハ自作農創設維持事業承認申請ニ添付シテ提出スルコト 但シ既ニ事業承認ヲ受ケタルモノハ備考欄ニ承認年月日番號ヲ記入ノコト

三、報奨金ハ譲渡人別ニ小計シ圓未満ノ端數ハ切捨テルコト

様式第二號

自作農創設報奨事業報告書

首標ノ件左記ノ通及報告候也

年 月 日

地目

農町業會長印

同市農事實行組合

積質貸土地

番帳現況(内外書共併記)

譲渡創設者

人名

計(人何)

計(人何)

00119

00120

計(何人)

(註)

公簿ニ基キ一筆毎ニ正確ニ記入ノコト

條例

◇鳥取縣條例第六號

昭和十四年二月鳥取縣有給更員恩給條例施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第二十五條ヲ左ノ如ク改ム

年金タル恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ノ手續ヲ爲ス
ト共ニ居住地町村長ニ呈示シテ受給權アソトノ證明

ヘシ

一 縣内ニ居住スル者(鳥取市及米子市ニ居住スル者ハ
之ヲ除ク)ハ第十三號書式ノ仕譯書ヲ作製シ恩給證書

之ヲ居住地町村長ニ呈示シテ受給權アソトノ證明

第二十六條ヲ削ル

前項各號ノ期限ヲ經過シタルトキハ其ノ支給期月ニ支

給セサルコトアルヘシ

00121

告示

◇鳥取縣告示第三百五十二號

家屋改造助成金交付規程左ノ通定ム

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

家屋改造助成金交付規程

第一條 都市疎開ニ因ル轉出者ノ住居ニ充ツル爲店舗、倉庫、事務所、蠶室其ノ他ノ家屋改造ヲ爲ス者ニ對シテハ

本規程ニ依リ家屋改造助成金(以下單ニ助成金ト稱ス)ヲ交付ス

メタルトキハ改造後其ノ使用ニ付知事ノ指示ニ從フベキ

旨ノ條件ヲ附シ別表第一號様式ノ助成指令書ヲ交付ス

第五條 助成指令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ工事完了後遲滞ナク別表第三號様式ノ竣工届ニ改築工事決算書ヲ具シ所轄警察署長ヲ經テ知事ニ提出スベシ

第六條 助成金ハ工事完了後工事費ヲ精算交付ス

第七條 助成指令書ヲ交付シタル者ニ對シテハ改造所要資材トシテ概不一戸當釈一〇疋、セメント四五疋、木材五石ヲ配給ス

第八條 家屋ノ改造ニ付助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ當該家屋ノ使用ニ關シ知事ノ指示ニ從フベキモノトス

第九條 助成金ノ交付ヲ受ケ又ハ助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ於テハ知事ハ助成金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

ノ申請書ニ改築工事見積書、改造仕様書ヲ具シ所轄警察署長ヲ經テ知事ニ申請スベシ

第四條 前條ノ申請アリタル場合知事助成スベキモノト認

トキ

第十條 家屋改造中又へ工事完了後検査ヲ施行シ工事不適當ト認メタルトキハ之ガ改修ヲ命ズルモノトス。

本規程ハ昭和十九年五月二日ヨリ之ヲ適用ス。

附

則

本規程ハ昭和十九年五月二日ヨリ之ヲ適用ス。

第一號様式

家屋改造申請書

本籍

住所

職業 氏名

生年月日

家屋改造仕様書

一、改造前ノ用途

二、改造後ノ用途

三、改造仕様

一、改造ノ場所

二、改造ノ目的 疎開轉入者住宅ニ充用ノ爲

三、改造費豫定額 金圓錢也 別添見積書通リ

四、改造仕様 別添仕様書ノ通り

五、工事着手年月日 昭和 年月日

改造圖(裏面略圖ノ通)

右
通家屋改造致度付御承認相成ト共ニ助成金並所要
工事完了豫定年月日 昭和 年月日

00123

家屋改造工事見積書

金 圓 錢也

内訳

品目 單價 敷量 金額 備考

第三號様式

竣 工 届

住所

鳥取縣知事印

年月日

上記ノ通工事見積候也

年月日

工事請負人 住所 氏名

第二號様式

家屋改造助成指令書

年月日付申請ニ係ル家屋助成ノ件指令ス

都市

町

番地

年月日

改造費

圓

錢也別添工事決算書ノ通り

一、工事ノ種類 疎開者受入ノ爲ノ家屋改造工事
一、竣工年月日

右ノ通竣工致候付工事決算書相添ヘ此段及御届候也

資材交付相成度工事見積書並改造仕様書添付此段及申請候也

年月日

鳥取縣知事 殿

右氏

名印

00130

鳥よね 一一 吉田 勝平
鳥とる 一二 山本 寛
氣にさ四三七九 同 同
同 同
同 三四〇五 田中多加惠
同 同 谷口 稲村 虎治
同 福政佐太郎 稲村 虎治
同 河口 重光

西にほ二九〇三 深田 つね
鳥とは 二五 坂根 駒井 利雄
鳥につ 五八 横山 駒井 利雄
鳥といな 六 福政佐太郎 同
米よい 五一八 井塚 駒井 利雄
鳥まる 七〇 岡本 好治
同 同 同 同
鳥はる 一二二 中村 北山鑄造所

北山鑄造所 鳥取市今町
國谷 金藏 日本レイヨン株式會社米子支店
深田 豊 米子製絲工場
奥谷 駒井 鳥取市西町
由谷 敏明 日本通運株式會社鳥取支店
岡部 俊春 鳥取市吉方
武二 濱崎醤油製造工場
同 株式會社丸由百貨店
同 鳥取市東品治町
同 同
同 鳥取信用組合東支所
同 米子鐵工所
同 米子市東町
同 鳥取市立川町四丁目

昭和十八年五月	昭和十九年五月	昭和十八年九月	昭和十九年五月二十日	昭和十八年十二月	昭和十九年四月五日
同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同	昭和十九年五月 一日 同 同 同 同 同 同

◇鳥取縣告示第三百六十號

自作農創設促進報奨規程第二條第二号ノ規定ニ依リ自作農創設促進報奨金交付基準左ノ通定ム

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武島義

自作農創設促進報奨金交付基準

田 (一段歩當)

品等	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等
	八六級以上	八四五級	八三級	八二級	八一級	七七級	六二級以下
地租法ニ依ル賃	至七	自八二級	自七六級	自七一級	自七級	自七級	六二級以下
地租法ニ依ル賃	至七	自八二級	自七六級	自七一級	自七級	自五三級	四四級以下
報 奨 金	三〇〇圓	一五〇圓	一七〇圓	一五〇圓	一三〇圓	一〇〇圓	六〇圓
畑 (一段歩當)	一一八〇圓	一五〇圓	一二〇圓	九〇圓	五〇圓	三〇圓	一一〇圓

(備考)

一、面積ハ土地臺帳面積ヨリ内書ヲ控除スルコト

二、田又ハ畑ハ現状ニ依リ區別スルコト 但シ山林、原野及荒蕪地等ノ土地ニシテ現状田又ハ畑トシテ造成又ハ復舊シタルモノハ當該地目ニ變換シタルモノタルコト